

石川県との「知的財産の活用による産業振興のための協力に関する協定の実現に関する詳細を定める覚書」の締結について

標記覚書につき、石川県と以下のとおり締結した。

《覚書》

〈有効期間〉

本覚書締結の日から平成 21 年 3 月 31 日まで

〈締結日〉

平成 20 年 4 月 1 日

〈締結日〉

日本弁理士会北陸支部近藤彰支部長、日本弁理士会知的財産支援センター飯田昭夫センター長及び石川県商工労働部高本隆部長

以上